

特許庁委託
ジェトロ知的財産権情報

模倣対策マニュアル

タイ編

2008年3月

JETRO

第7章 伝統医薬及び知識の保護と促進に関する法律

7-1. 保護対象、根拠法

根拠法：「伝統医薬及び知識の保護と促進に関する法律」（1999年制定）である。

タイの伝統医薬の定義：

タイの伝統医薬とは、実験、分析、セラピー、治療、もしくは疾病の予防、もしくは人間や動物の健康促進やリハビリテーション、出産補助、タイマッサージ、タイの伝統医薬の調合、医薬品関連機器等の発明で、古代から受け継がれてきた知識もしくは文書に基づくもの、を言う。

保護される内容：（第14条）

伝統医薬及び伝統知識として保護される内容は、タイの医薬調法やタイの医療に関するタイの伝統知識をいう。

伝統医薬及び伝統知識の種類：（第16条）

伝統医薬及び伝統知識は下記の3つの種類に分けられる。

- ① 国家のタイ伝統医薬もしくはタイ伝統知識文書
- ② 一般のタイ伝統医薬もしくはタイ伝統知識文書
- ③ 個人のタイ伝統医薬もしくはタイ伝統知識文書

伝統医薬及び伝統知識の登録：（第20条）

国民的なタイ伝統医薬として登録を受け、法に則って医薬製造の許可を受けることを望む者、もしくは業として新しい医薬調合法を研究開発することを望む者は、何人もその使用を受けるため出願登録をすることが出来る。

7-2. 出願人資格（第21条）

伝統医薬及び伝統知識の登録を受けられる者は、タイ国籍者で、かつ以下の要件を満たさなければならない。

- ① タイ伝統医薬調合もしくはタイ伝統医薬文書の作成者であること
- ② タイ伝統医薬調合もしくはタイ伝統医薬文書の開発研究者であること
- ③ タイ伝統医薬調合もしくはタイ伝統医薬文書の承継人であること

7-3. 登録を受けられない伝統医薬及び伝統知識（第22条）

- ① 国家のタイ伝統医薬調合もしくはタイ伝統医薬文書である場合
- ② 個人のタイ伝統医薬で、タイ伝統医薬の原理に基づかずに調合されているもの。例えば、天然物質でない植物や動物からの抽出物を使用していたり、租加工でない方法を用いている場合。

7-4. 出願の公開、異議申し立て（第24条）

登録官はその出願を審査し、出願人の資格に問題なく、伝統医薬及び伝統知識が登録拒絶の理由が無いと判断した場合、登録官はその出願を、管理局にて遅滞なく公開しなければならない。

異議申し立て：（第29条）

伝統医薬及び伝統知識の登録にあたり自らのほうがよりよい権利を持っていると主張する者は、その公開日から起算して60日以内に登録官に対して異議申し立てをすることが出来る。

7-5. 保護期間、権利者の権利

伝統医薬及び伝統知識の保護期間は権利者が生存している間において保護され、その権利者の死後50年間においても権利は継続する。（第33条）

権利者の権利内容：（第 34 条）

権利者は、その登録を受けたタイ伝統医薬もしくはタイ伝統知識を使って、その医薬品を製造、研究、開発に関する独占権を有する。

独占権の例外：（第 34 条）

以下の行為については独占権は除外される。

- ① 大臣規則に基づく、教育、投資、実験、研究を目的として行われる如何なる行為
- ② タイ伝統医薬によって薬剤師が薬を調合すること、もしくは、
- ③ 大臣規則に基づき、地方の自給自足のために薬を生産すること。国家の製薬創造のために薬を生産すること。製薬治療を目的としてタイ伝統医薬に関する本を使用すること。

譲渡の不可：（第 35 条）

伝統医薬及び伝統知識権は、自然承継以外には譲渡は不可である。承継人はその権利者が死亡後 2 年以内に登録官に対して登録申請をしなければならない。

ライセンスング：（第 36 条）

伝統医薬及び伝統知識は省令に基づいてライセンスングを行うことが出来る。

登録の撤回：（第 37－38 条）

① 登録官による撤回（第 37 条）

- ・ 公序良俗に反して権利者がその権利を行った場合
- ・ 登録された伝統医薬及び伝統知識について登録官が定めた条件及び制限に反して権利者が違反した場合
- ・ 登録を受けた伝統医薬及び伝統知識について権利者が有害を被るような形で権利を行った場合

② 利害関係人による撤回申請（第 38 条）

- ・ 権利者がその資格を満たしていない、もしくは伝統医薬及び伝統知識が登録できない伝統医薬及び伝統知識であると主張する利害関係人もしくは検察官は、その伝統医薬及び伝統知識の登録を撤回するべく裁判所に訴えることが出来る。

7-6. 外国人の出願（第 43 条）

その者（外国人）が、その外国でタイと同様に伝統医薬及び伝統知識の保護について登録を認めている国である場合、その者は、タイでその国で登録された伝統医薬及び伝統知識についての出願をすることができる。

7-7. ハーブの保護（第 46 条）

何人も、許可無しに、業を目的として管理されているハーブの調査研究、輸入、処分、もしくは加工を行ってはならない。

7-8. 罰則（第 77－82 条）

本法における伝統医薬及び伝統知識権の侵害については、刑事罰、すなわち 1 ヶ月以上 2 年以下の禁錮刑もしくは 2 千タイバーツ以上 40 万タイバーツの罰金が科せられる。